

船橋市一般廃棄物に係る不利益処分の基準

(目的)

第1条 この基準は、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に規定する一般廃棄物に係る許可の取消等の不利益処分（以下「不利益処分」という。）に係る処分基準を定め、不利益処分の公平性の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

(不利益処分の対象)

第2条 不利益処分は、次の各号のいずれかに該当する時に行うものとする。

- (1) 法第7条第1項若しくは第6項の許可を受けた者（以下「処理業者」といい、法第7条の2により変更許可を受けた者を含む。）が、法第7条の3若しくは法第7条の4に該当するに至ったとき。
- (2) 法第8条第1項の許可を受けた一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）又はその設置者（法第9条により変更許可を受けた施設又はその設置者を含む。）が、法第9条の2若しくは法第9条の2の2に該当するに至ったとき。

(不利益処分の種類)

第3条 この処分基準に定める不利益処分は、処理業者の許可の取消し又はその事業の全部若しくは一部の停止命令及び施設の許可の取消し若しくは期間を定めて行う施設の使用停止の命令とする。

(許可の取消し)

第4条 許可の取消しを行わなければならないのは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 処理業者が法第7条の4第1項第1号から第4号で規定する欠格要件に該当したとき。
- (2) 施設の設置者が法第9条の2の2第1項第1号で規定する欠格要件に該当したとき。

- (3) 処理業者若しくは施設の設置者が、別表第1の処分理由欄のいずれかに該当する違反行為を行ったとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けた（以下「違反行為等」という。）とき。
- 2 第5条の規定（事業若しくは施設の停止命令）にかかわらず、別表第3の処分理由欄のいずれかに該当する者や施設について、改善の見込みが無いと認められるときは、許可の取消しを行うことができる。

（事業若しくは施設の停止命令）

第5条 事業若しくは施設の停止を命じることができるのは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 処理業者若しくは施設の設置者が別表第2の処分理由欄のいずれかに該当する違反行為等を行ったとき。
- (2) 処理業者又は施設若しくは施設の設置者が別表第3の処分理由欄のいずれかに該当したとき。
- 2 事業若しくは施設の停止の日数は別表第2及び別表第3のとおりとする。
- 3 事業の停止命令は、生活環境の保全上の支障を緊急に除去するために必要と認められる等の特別の理由がある場合を除き、全部の停止命令とする。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表第2及び別表第3に掲げる停止日数の2倍の日数まで停止日数を加重することができるものとする。
- (1) 違反行為等が結果として不法投棄を惹起させるなどして、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。
- (2) 違反行為等の是正の指導を受けていたにもかかわらずこれに従わず、違反行為等を繰り返し継続しているとき。
- (3) 過去5年間に事業若しくは施設の停止命令を受けているとき。
- (4) その他加重するに足りる相当の理由があると認められるとき。
- 5 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表第2及び別表第3に掲げる停止日数の2分の1の日数まで停止日数を軽減することができるものとする。
- (1) 違反行為等の後、適切な是正措置を講じ、生活環境保全に努めたと認められるとき。

(2) その他軽減するに足りる相当の理由があると認められるとき。

6 違反行為等が複数ある場合は、原則としてそのうち最も重い違反行為等についての停止日数とする。ただし、第5条第4項第1号から第4号までに該当する場合は、複数の違反行為等のそれぞれについての加重前の停止日数を合算した日数と加重された最も重い違反行為等についての停止日数を比較して多い日数を停止日数とする。

(他行政庁による事業若しくは施設の停止命令)

第6条 船橋市が管轄する区域外においてなされた処理業者若しくは施設の設置者の違反行為について、その処理業者若しくは施設の設置者が区域外を管轄する行政庁から事業若しくは施設の停止命令を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合、その停止日数を限度に事業若しくは施設の停止命令を行うことができる。

- (1) 事業若しくは施設の停止命令を受けた者が、5年以内に船橋市から事業若しくは施設の停止命令を受けているとき。
- (2) 事業若しくは施設の停止命令を受けた者が、現在同じ内容の違反行為等について是正の指導を船橋市から受けているとき。
- (3) その他船橋市で事業若しくは施設の停止命令を行うに足りる相当の理由があるとき。

(処分の公表)

第7条 不利益処分を行ったときは、処分の相手方、処分年月日及び処分の内容を公表するものとする。

(処分基準の公表)

第8条 この基準は環境部廃棄物指導課内に常に備え付けられ、閲覧を希望する者があれば閲覧させることができる。

附則

この基準は、令和4年3月14日から施行する。

別表第1 取消処分となる違反行為等

処分理由	罰 条	根拠条項
無許可営業	法第25条第1項第1号	法第7条第1項 法第7条第6項
不正手段による営業許可取得	法第25条第1項第2号	法第7条第1項 法第7条第6項 (法第7条第2項若しくは第7項の許可の更新を含む)
無許可事業範囲変更	法第25条第1項第3号	法第7条の2第1項
不正手段による事業範囲変更許可取得	法第25条第1項第4号	法第7条の2第1項
事業停止命令違反・措置命令違反	法第25条第1項第5号	法第7条の3 法第19条の4第1項 法第19条の4の2第1項
委託基準違反	法第25条第1項第6号	法第6条の2第6項
名義貸しの禁止違反	法第25条第1項第7号	法第7条の5
施設無許可設置	法第25条第1項第8号	法第8条第1項
不正手段による施設設置許可取得	法第25条第1項第9号	法第8条第1項
施設無許可変更	法第25条第1項第10号	法第9条第1項
不正手段による施設変更許可取得	法第25条第1項第11号	法第9条第1項
無確認輸出	法第25条第1項第12号	法第10条第1項
不法投棄	法第25条第1項第14号	法第16条
不法焼却	法第25条第1項第15号	法第16条の2
指定有害廃棄物の処理禁止違反	法第25条第1項第16号	法第16条の3
無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂	法第25条第2項	法第10条第1項 法第16条 法第16条の2
委託基準違反、再委託禁止違反	法第26条第1号	法第6条の2第7項 法第7条第14項
施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反	法第26条第2号	法第9条の2 法第19条の3
施設無許可譲受け・無許可借受け	法第26条第3号	法第9条の5第1項
不法投棄・不法焼却目的収集運搬	法第26条第6号	法第16条 法第16条の2
無確認輸出予備	法第27条	法第25条第1項第12号

別表第2 停止処分となる違反行為等

処分理由	罰 条	根拠条項	停止 日数
土地形質変更計画の変更命令・措置命令違反	法第28条第2号	法第15条の19第4項 法第19条の11第1項	90日
施設使用前検査受検義務違反	法第29条第2号	法第8条の2第5項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）	60日
土地形質変更届出義務違反・虚偽届出	法第29条第6号	法第15条の19第1項	30日
帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反	法第30条第1号	法第7条第15項 法第7条第16項	
業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反・虚偽届出	法第30条第2号	法第7条の2第3項 法第9条第3項 法第9条第4項 法第9条の7第2項	
定期検査拒否・妨害・忌避	法第30条第3号	法第8条の2の2第1項	
維持管理事項記録義務違反・虚偽記録・備置き義務違反	法第30条第4号	法第8条の4	
報告拒否、虚偽報告	法第30条第7号	法第18条第1項	
立入検査拒否・妨害・忌避	法第30条第8号	法第19条第1項	
技術管理者設置義務違反	法第30条第9号	法第21条第1項	
事故時応急措置命令違反	法第29条第7号	法第21条の2第2項	応急措置に必要な期間
その他の違反行為	—	—	10日

別表第3 停止処分となる理由等

処分理由	根拠条項	停止 日数
その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が基準に適合しなくなった。	法第7条の3第2号	改善に必要な期間
施設の構造又はその維持管理が基準又は計画に適合していない。	法第9条の2第1項第1号	
施設の設置者の能力が基準に適合していない。	法第9条の2第1項第2号	
許可に付した条件に違反した。	法第7条の3第3号 法第9条の2第1項第4号	30日